

# 第 1 部 総 則



## 第1節 計画の方針

### 第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、紀北町防災会議が作成する計画であり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び住民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な防災計画の推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

### 第2項 計画の基本方針

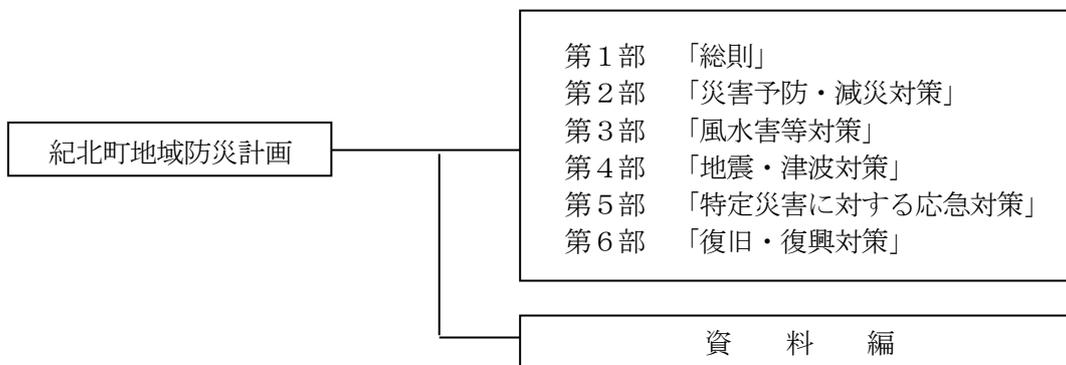
この計画は、町及びその他の防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画を別に定めます。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとし、特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する住民運動を展開します。

### 第3項 計画の構成

この計画は、第1部「総則」、第2部「災害予防・減災対策」、第3部「風水害等対策」、第4部「地震・津波対策」、第5部「特定災害に対する応急対策」及び第6部「復旧・復興対策」で構成します。また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げています。

#### 紀北町地域防災計画の全体構成



本町地域防災計画の内容は次のとおりです。

#### 第1部 「総則」

計画の目的・基本方針及び町その他の防災関係機関の防災体制の概要を記述しています。

#### 第2部 「災害予防・減災対策」

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画です。

#### 第3部 「風水害等対策」

風水害等が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等、災害の発生及びその拡大を極力防止するための基本的な計画です。

#### 第4部 「地震・津波対策」

地震・津波災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、

又は応急的な救助を行う等、災害の発生及びその拡大を極力防止するため、第1章第4節に掲げる「被害想定等」を前提とする基本的な計画です。

#### 第5部 「特定災害に対する応急対策」

事故等による災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等、災害の発生及びその拡大を極力防止するための基本的な計画です。

#### 第6部 「復旧・復興対策」

町民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための基本的な計画です。

なお、第4部「地震・津波対策」は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた以降の緊急対策及び南海トラフ地震防災対策推進計画を含みます。

本町は、平成14年4月に、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）による地震防災対策強化地域に指定され、平成26年3月には、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）による南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されるなど、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されていることから、この計画に基づいて万全の対策を進めます。

### 第4項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正します。したがって、各防災機関は、毎年町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに関係事項についての計画修正案を町防災会議に提出します。

資料編 「紀北町防災会議委員名簿」（P. 資1-1）参照  
「紀北町防災会議条例」（P. 資8-1）参照

### 第5項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1 町災害対策本部……紀北町災害対策本部をいいます。
- 2 町災害対策支部……紀北町災害対策支部をいいます。
- 3 県災害対策本部……三重県災害対策本部をいいます。
- 4 県地方部……三重県災害対策本部の地方災害対策部（三重県紀北地域活性化局）をいいます。
- 5 町水防本部……紀北町水防本部をいいます。
- 6 町水防支部……紀北町水防支部をいいます。
- 7 県水防本部……三重県水防本部をいいます。
- 8 県水防支部……三重県水防本部の支部（三重県尾鷲建設事務所）をいいます。
- 9 地震予知情報等……東海地震に関わる警戒宣言、地震予知情報の内容その他関連する情報をいいます。
- 10 判定会……気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいいます。
- 11 防災関係機関……県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいいます。
- 12 基本法……災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいいます。
- 13 救助法……災害救助法（昭和22年法律第118号）をいいます。

【第1部 総則】

- 14 感染症法……………感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。
- 15 大震法……………大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
- 16 南海トラフ特措法…南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、改正：平成25年法律第87号）をいいます。
- 17 気象業務法……………気象業務法（昭和27年法律第165号）をいいます。
- 18 町防災計画……………紀北町地域防災計画をいいます。
- 19 県防災計画……………三重県地域防災計画をいいます。
- 20 要配慮者……………高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者をいいます。
- 21 避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。
- 22 その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例によります。

## 第2節 防災関係機関の責務と業務の大綱

### 第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、紀北町防災会議が作成する計画であり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び住民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な防災計画の推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

### 第2項 実施責任

#### 1 町

町は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。

#### 2 町防災会議

町長を会長として、基本法第16条第6項に規定する機関の長等に準じた者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図ります。

#### 3 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域における防災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとります。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

#### 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町その他防災関係機関の防災活動に協力します。

### 第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備

## 【第1部 総則】

- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難情報等
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れに関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

## 2 町防災会議

- (1) 防災に関する基本方針及び計画の作成及び実施推進

## 3 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止その他公安の維持
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請

## 【第1部 総則】

- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

### 4 尾鷲警察署

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

### 5 指定地方行政機関

#### (1) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- キ 町の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等の実施
- ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

#### (2) 尾鷲海上保安部

- ア 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- イ 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助
- ウ 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限又は禁止措置

- エ 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助
  - オ 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命ずる等必要な措置
  - カ 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対する火気の使用の制限又は禁止措置
  - キ 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等、必要な措置
  - ク 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り
  - ケ 自衛隊の災害派遣要請
- (3) 津地方気象台
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果収集及び発表
  - イ 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供できるよう努めます。
  - ウ 町が行う避難情報に関するガイドラインの作成に関して、技術的な支援・協力をを行います。
  - エ 災害発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行います。
  - オ 町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及活動に努めます。
  - カ 南海トラフ地震に関する情報の通報並びに周知
  - キ 気象庁本庁が行う津波予報の県への通知
  - ク 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
  - ケ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (4) 国土交通省紀勢国道事務所尾鷲維持出張所  
（紀勢自動車道〈新直轄区間〉、一般国道42号等に関する防災施設の整備、災害復旧等を実施します。）
- ア 公共土木施設の整備と防災管理
  - イ 災害状況の情報等の収集、伝達
  - ウ 被災公共土木施設の復旧

## 6 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（尾鷲郵便局）
- ア 災害時における郵便業務の確保
    - (ア) 郵便物の送達の確保
    - (イ) 窓口業務の維持
  - イ 郵便業務に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
    - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡の無償交付
    - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
    - (ウ) 被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた援助用の現金書留郵便物等の料金免除
    - (エ) 被災者の援助を行う団体が被災者に配分する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金の配分

- (2) 日本郵便株式会社（町内各郵便局）
  - 災害の発生時又はおそれがある場合における可能な限りの窓口業務の確保
- (3) 西日本電信電話株式会社三重支店
  - ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
  - イ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
  - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
  - エ 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
    - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
    - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
    - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
- (4) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店
  - ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
  - イ 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与
  - ウ 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
  - エ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
  - オ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
  - カ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
- (5) KDDI株式会社中部総支社
  - ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
  - イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
  - ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
  - エ 被災通信設備の早急な災害普及措置
- (6) ソフトバンク株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社
  - ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の正確、迅速な収集、連絡
  - イ 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
  - ウ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
  - エ 被災通信設備の早急な災害普及措置
- (7) 日本赤十字社三重県支部
  - ア 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備
  - イ 災害時における医療、助産及びその他の救助
  - ウ 救援物資の配分
  - エ 災害時の血液製剤供給

- オ 義援金の募集及び配分
- カ その他災害救護に必要な業務
- (8) 日本放送協会津放送局
  - ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害制御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を適切に編成して、災害時の混乱を防止し、人心安定と復旧に資するものとします。
  - イ 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めます。
  - ウ 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
  - エ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
  - オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (9) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
  - ア 警戒宣言時の正確、迅速な伝達
  - イ 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
  - ウ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
  - エ 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
  - オ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査
  - カ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
  - キ 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
  - ク 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理
  - ケ 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
- (10) 中部電力パワーグリッド株式会社尾鷲営業所
  - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
  - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
  - ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
  - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
  - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
  - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (11) 電源開発株式会社西日本支店北山川電力所尾鷲事務所
  - ア 放流・警報の伝達
  - イ 貯溜水の適切な保守及び操作
- (12) 中日本高速道路株式会社
  - 紀勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施

## 7 指定地方公共機関

- (1) 三重県医師会（紀北医師会）
  - ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
  - イ 医療及び助産等救護活動

【第1部 総則】

- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）
  - ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
  - イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
  - ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (3) 三重県トラック協会
  - 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
- (4) ガス事業者（三重県エルピーガス協会）
  - ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
  - イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
- (5) 一般社団法人三重県建設業協会
  - ア 応急仮設住宅の建設の協力
  - イ 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

8 自衛隊

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）
  - 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
- (2) 文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会等）
  - 被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力
- (3) 危険物施設等の管理者
  - 町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施
- (4) 各港湾施設の管理機関
  - 港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理、並びに災害復旧の実施

資料編 「防災関係機関の連絡先一覧」（P. 資1-2）参照

### 第3節 紀北町の特質

災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現れる特徴を持っています。

#### 第1項 自然的条件

##### 1 位置及び面積

本町は、三重県の南部に位置し、東は熊野灘、西は大台山系を境に奈良県と接し、南は尾鷲市、北は大紀町、大台町と接しています。

面積は、256.54km<sup>2</sup>で内訳は森林229.76 km<sup>2</sup> (89.6%)、農地3.15 km<sup>2</sup> (1.2%)、宅地3.16 km<sup>2</sup> (1.2%)、その他20.46 km<sup>2</sup> (8.0%) となっています。

##### 2 地質

本町は、紀伊半島東部の熊野灘沿岸の中央部に位置し、北西部は大台山系から連なる急峻な山々がせまり、東南部は熊野灘特有のリアス式海岸となって深い海に面しています。

地質は、大半が志摩半島から熊野灘沿岸北部にほぼ東西に広く分布する四万十累帯的の矢層群に属し、主に時代不詳の中世層からなっています。中世層は主に泥岩、砂岩と頁岩からなり地層はそれらの互層よりなっています。

##### 3 気象

平成3年から令和2年までの過去30年間における1年の平均気温は、16.1℃と温暖な気候となっています。

#### 第2項 社会的条件

##### 1 人口

###### (1) 総人口と世帯

本町の人口、世帯数等を国勢調査結果で見ると、合併前の旧町から人口の減少傾向が続いており、旧町あわせて、平成2年の23,663人から令和2年の14,604人へ30年間で9,059人(38.3%)減少しています。

一方、世帯数は、平成12年の8,373世帯が最高値を記録しましたが、令和2年は6,814世帯となっています。

一世帯当たり人員は一貫して減少しており、平成2年の2.88人から令和2年の2.14人へ2.57%の減少で、人口の減少と核家族化が同時に進行しています。

##### 人口及び世帯の推移（旧町の合計）

(単位：人、世帯)

年次	総人口	指数	世帯			
			世帯数	指数	世帯人員	指数
平成2年	23,663	0.94	8,203	1.01	2.88	0.93
平成12年	21,362	0.85	8,373	1.04	2.55	0.82
平成17年	19,963	0.79	8,205	1.01	2.43	0.78
平成22年	18,626	0.74	8,089	1.00	2.30	0.74
平成27年	16,338	0.64	7,269	0.89	2.25	0.72
令和2年	14,604	0.58	6,814	0.84	2.14	0.68

## (2) 年齢階層別人口の推移

平成2年以降の本町の人口を国勢調査結果により3階層別にみてもと、総人口はこの30年間に9,059人減少、15歳未満の年少人口は2,845人、15～64歳の生産年齢人口は8,137人の大幅な減少、65歳以上の老年人口は1,923人の増加となっています。

少子高齢化の進展、青年層の人口流出、都市部への通勤等により、人口の減少と高齢化が進み、高齢者等要配慮者が増加しています。

## 3階層別人口の推移（旧町の合計）

(単位：人、%)

区 分	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	23,663	21,362	19,963	18,611	16,338	14,604
年少人口 <0～14歳>	3,949 (16.7)	2,786 (13.1)	2,349 (11.8)	1,984 (10.7)	1,512 (9.3)	1,104 (7.6)
生産年齢人口 <15～64歳>	14,977 (63.3)	12,463 (58.3)	11,058 (55.4)	9,779 (52.5)	7,888 (48.3)	6,840 (46.8)
老年人口 <65歳以上>	4,737 (20.0)	6,113 (28.6)	6,556 (32.8)	6,781 (36.4)	6,899 (42.2)	6,660 (45.6)
不詳	—	—	—	67 (0.4)	39 (0.2)	—

## 2 産業

本町の産業は、県下有数の水揚げを誇る水産業、檜を中心とした林業、水稻・養鶏を中心とした農業が盛んであり、水産加工、製材、電子部品等の工業も盛んです。

就業人口の推移は、第1次産業が減少し、第2次、第3次産業が増加しています。

## 3 交通

鉄道は、JR紀勢本線が紀伊長島地域では海岸線を、海山地域では山間部を走り、北から特急停車駅である紀伊長島駅をはじめ、三野瀬駅、船津駅、相賀駅が位置しています。

道路は、紀勢自動車道により、紀伊長島ICと海山ICが結ばれ、一般国道42号が鉄道とほぼ並行に走っており、町内の主要な集落を結んでいます。また、一般国道の260号、422号、県道、町道により町内各集落を結んでいます。また、本町の地形条件から災害時分断要素となるトンネル、橋梁等が多くあり、孤立集落が発生するおそれがあります。

## 4 生活環境の変化

災害被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘されています。

- (1) 生活環境の近代化が進み、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっており、これらに被害が発生した場合の情報不足等による生活面での不安が増大し、心理的危険性が予想されています。
- (2) ガソリン等危険物を内蔵している自動車の増加により、地震・津波時の交通混乱によって被害が拡大する危険性があります。

### 第3項 災害履歴等

#### 1 風水害

昭和以降、本町に大きな被害をもたらした風水害は、昭和6年豪雨災害、昭和28年台風13号、昭和34年伊勢湾台風、昭和35年集中豪雨、昭和46年三重県南部集中豪雨、昭和49年七夕豪雨及び平成16年台風21号豪雨の7つがあり、概要・被害状況は資料編に掲げるとおりです。

#### 2 地震・津波

江戸時代以降、大規模な地震・津波は、宝永地震、安政地震（安政東海地震、安政南海地震）、東南海沖地震、三河渥美湾北洋地震、南海道沖地震、チリ南部沖地震などがあり、概要・被害状況は資料編に掲げるとおりです。

資料編 「過去の主な災害」(P. 資2-1) 参照
---------------------------

## 第4節 被害の想定

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界地震及び地殻上部の活断層を震源とし、局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震です。

現在、中央防災会議及び三重県等が示している想定地震及びその被害想定は、以下のとおりです。本町における被害の想定は、これらの最大値とします。

### 1 中央防災会議による地震被害想定

(1) 最大震度・津波到達時間・平均津波高 (中央防災会議 第二次報告)

最大震度	7
最短津波到達時間	8分
最大平均津波高	12m

	基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法	最大値
最大震度	6強	7	6強	6強	6強	7

津波到達時間 (津波高+1mの場合) (分)

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	ケース⑩	ケース⑪
津波到達時間	9	9	8	9	10	9	9	8	9	8	10

津波到達時間 (ケース⑦の場合) (分)

	津波高+1m	津波高+3m	津波高+5m	津波高+10m
津波到達時間	9	10	14	18

平均津波高 (満潮位・地殻変動考慮) (m)

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑦	ケース⑧	ケース⑨	ケース⑩	ケース⑪
平均津波高	10	11	7	6	6	12	12	9	8	9	6

(2) 被害想定 (中央防災会議 第二次報告)

被害想定を行う地震動は、モデル検討会で検討された地震動5ケースのうち「基本ケース」と揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について実施し、津波はモデル検討会で検討された津波11ケースのうち、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれで大きな被害が想定される4ケースについて、それぞれ地震動と津波を組み合わせる被害想定を実施しています。

- ① 東海地方が大きく被災するケース  
全壊及び焼失棟数：約954千棟～約2,382千棟 死者：約80千人～約323千人
- ② 近畿地方が大きく被災するケース  
全壊及び焼失棟数：約951千棟～約2,371千棟 死者：約50千人～約275千人
- ③ 四国地方が大きく被災するケース  
全壊及び焼失棟数：約940千棟～約2,364千棟 死者：約32千人～約226千人
- ④ 九州地方が大きく被災するケース  
全壊及び焼失棟数：約965千棟～約2,386千棟 死者：約32千人～約229千人

2 県による地震被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震【南海トラフ（海溝型）で発生する地震】

今回の地震被害想定調査では、これら予測を行うにあたり南海トラフを震源域とする地震について、以下の2クラスを想定しています。

- ① あらゆる科学的見地から考慮し、発生する確率は低いものの理論上では起こりうる地震として「理論上最大クラス」の地震
- ② 南海トラフで発生する地震として、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、歴史的にこの地域に繰り返し起こりうる実証されている「過去最大クラス」の地震

(2) 陸活断層による地震【内陸の活断層（直下型）による地震】

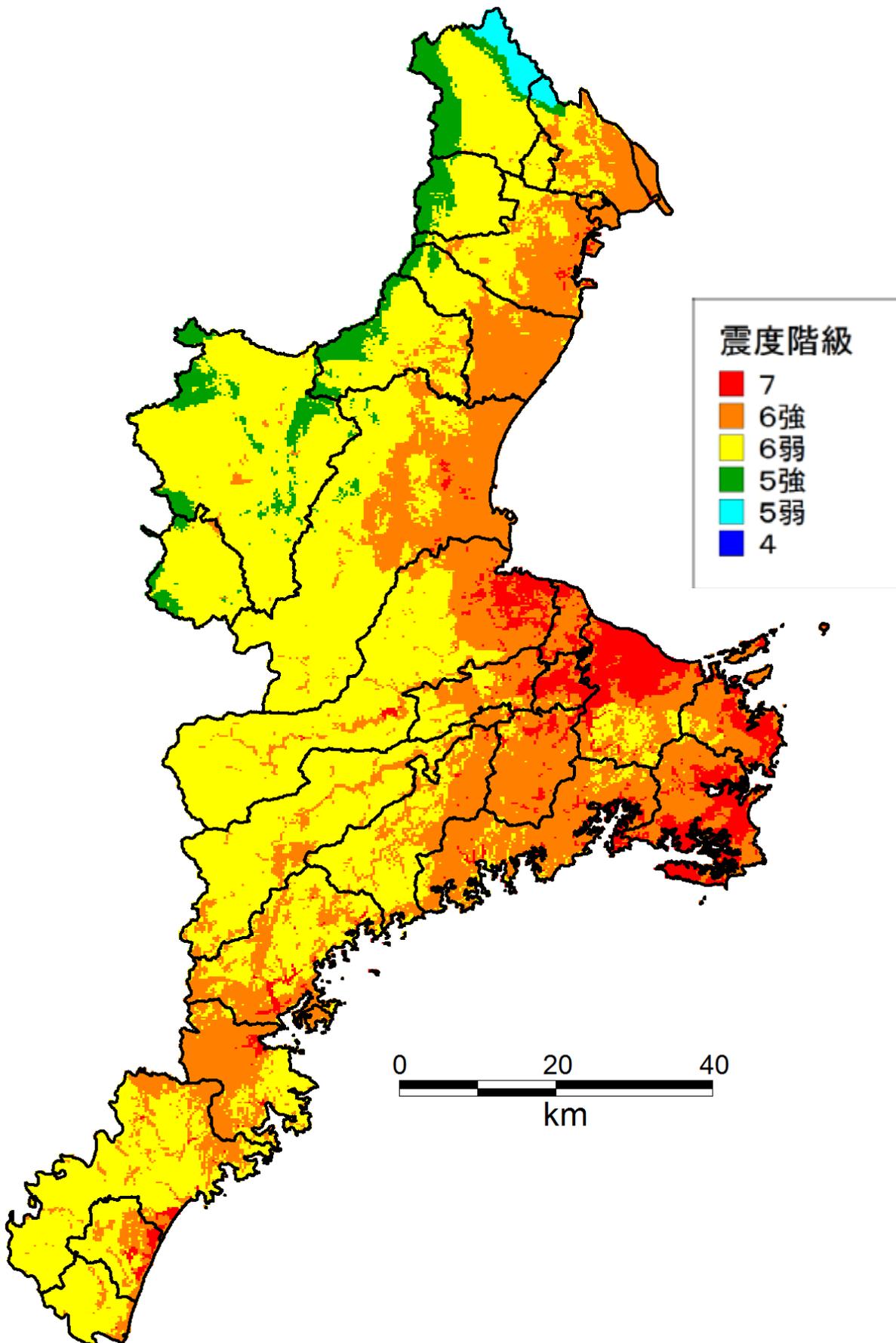
内陸の活断層が動くことによる地震については、③「養老－桑名－四日市断層帯」④「布引山地東縁断層帯（東部）」、⑤「頓宮断層」の3ケースを想定し、南海トラフ地震の2ケースを合わせた計5ケースを以下のように想定しています。

各市町最大震度一覧表

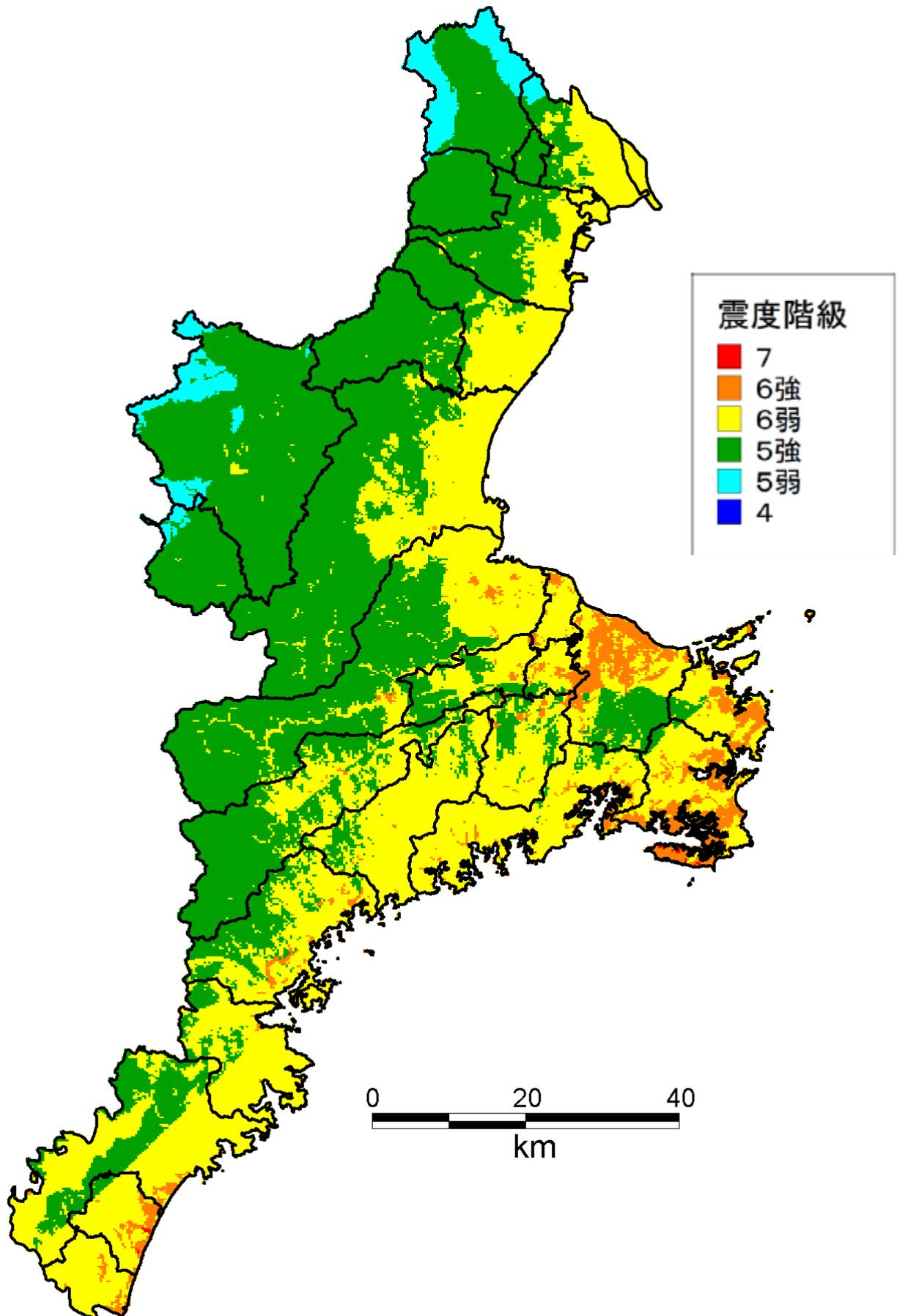
①                      ②                      ③                      ④                      ⑤

市町名	内閣府(2012) (陸側ケース)	最大震度 今回想定					三重県(2005) (東海・東南海・ 南海地震)
		南海トラフ (理論上最大)	南海トラフ (過去最大)	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層	
桑名市	6強	7	6弱	7	6強	5強	6弱
いなべ市	6弱	6強	6弱	7	6弱	6弱	6弱
木曾岬町	6強	7	6弱	7	6強	5強	6弱
東員町	6強	6強	6弱	7	6弱	5強	6弱
四日市市	6強	7	6強	7	6強	6弱	6弱
菟野町	6強	6強	6弱	6強	6弱	5強	6弱
朝日町	6強	6強	6弱	7	6強	5強	6弱
川越町	6強	7	6弱	7	6強	6弱	6弱
鈴鹿市	7	7	6強	7	7	5強	6強
亀山市	6強	6強	6弱	6強	6強	6弱	6強
津市	7	7	6強	6強	7	6弱	6強
松阪市	7	7	6強	6弱	7	5強	6強
多気町	7	7	6強	5強	6強	5強	6強
明和町	7	7	6強	6弱	6強	5強	6強
大台町	6強	7	6強	5強	6強	5弱	6強
伊賀市	6強	6強	6弱	6弱	6弱	6強	6弱
名張市	6弱	6強	6弱	5強	6弱	6弱	5強
伊勢市	7	7	6強	6弱	6弱	5強	6強
鳥羽市	7	7	6強	6弱	6弱	5強	7
志摩市	7	7	7	5強	6弱	5弱	7
玉城町	7	7	6強	5強	6弱	5強	6強
南伊勢町	7	7	7	5強	6弱	5弱	7
大紀町	7	7	6強	5強	6強	5弱	6強
度会町	7	7	6強	5強	6強	5強	6強
尾鷲市	7	7	6強	4	5弱	4	6強
紀北町	7	7	6強	5弱	6弱	5弱	6強
熊野市	7	7	7	4	5弱	4	6強
御浜町	7	7	7	4	5弱	4	6強
紀宝町	7	7	6強	4	4	4	6強

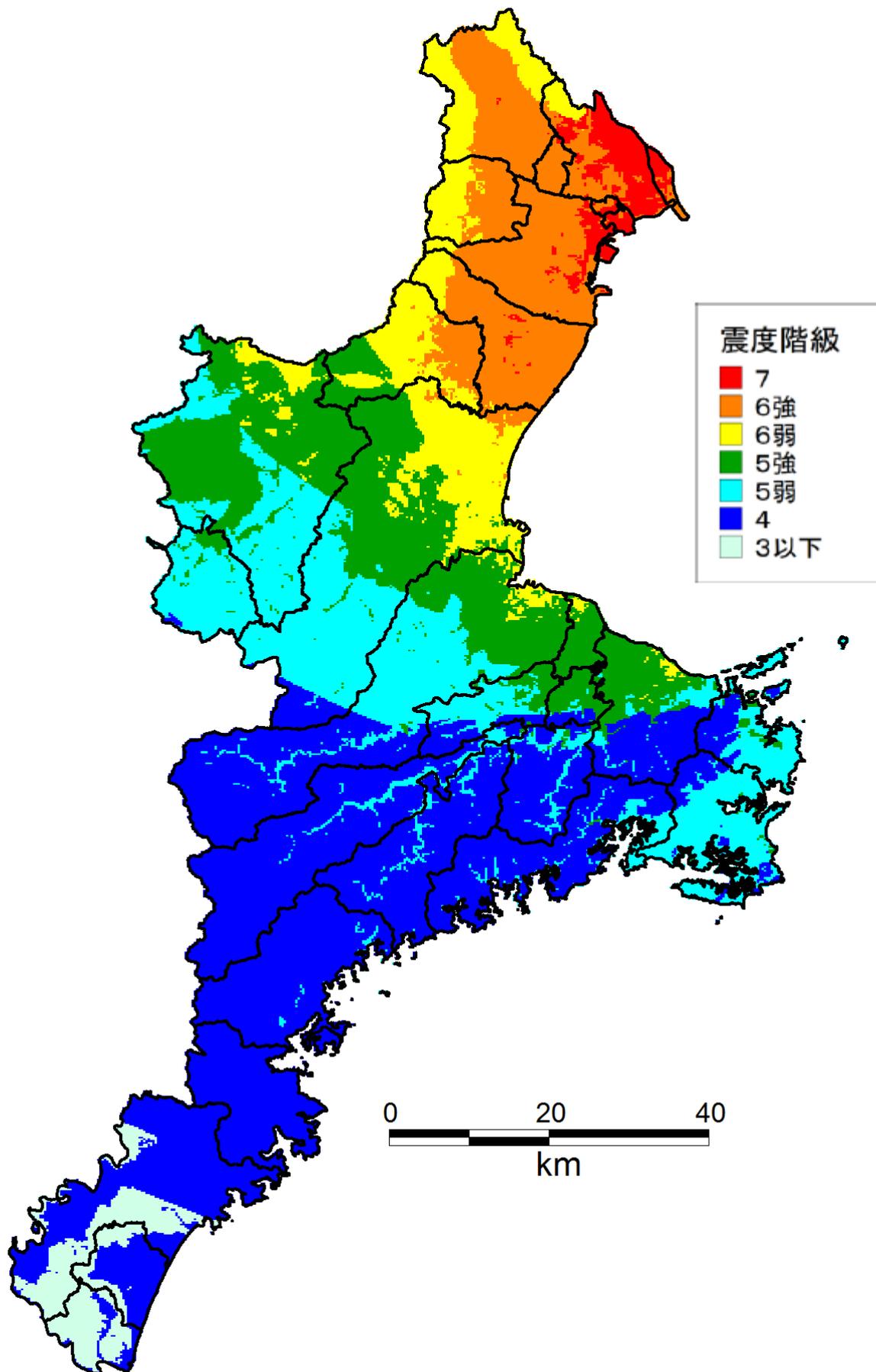
① 理論上最大クラスの南海トラフ地震による強震動予測結果（概観）



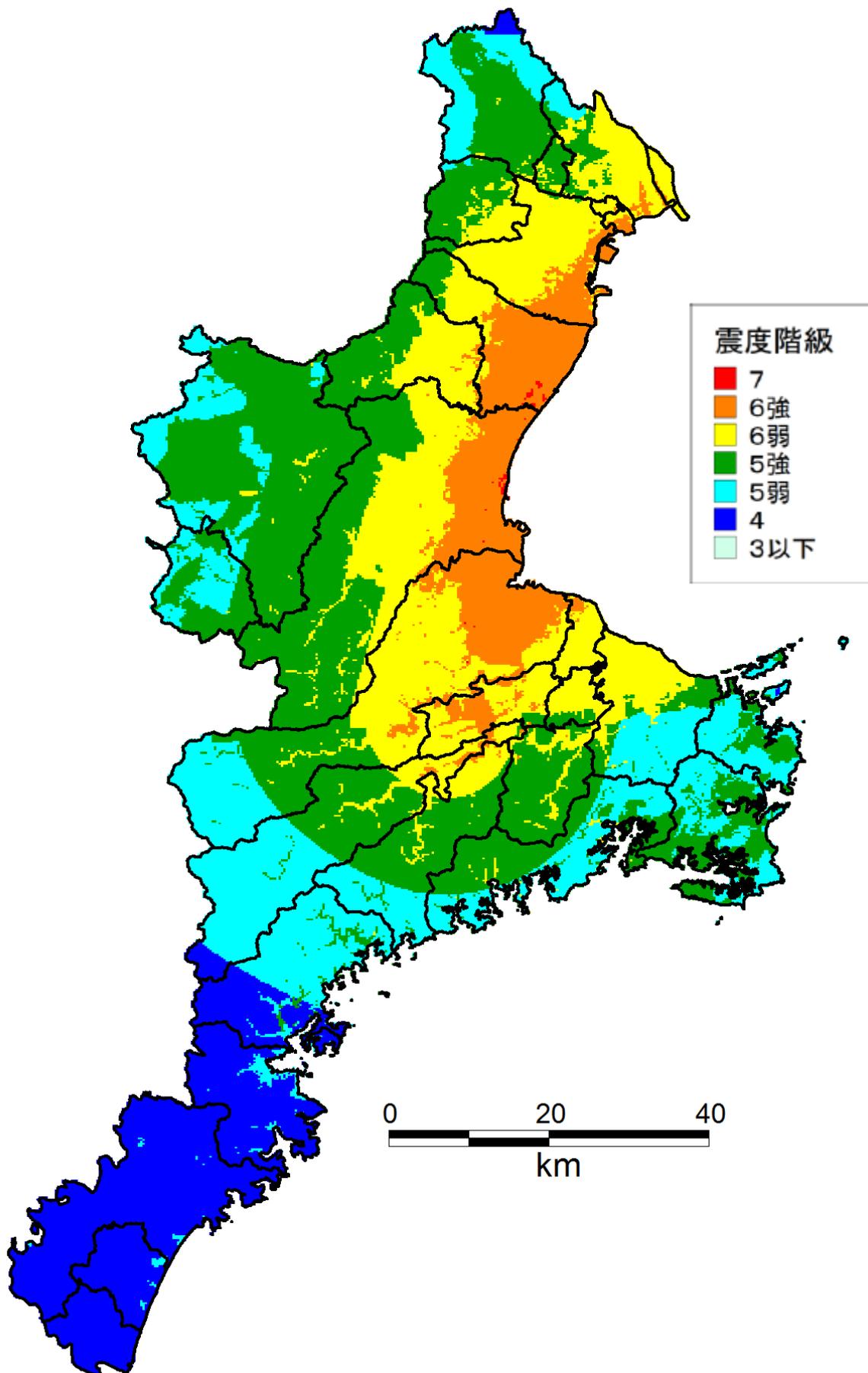
② 過去最大クラスの南海トラフ地震による強震動予測結果（概観）



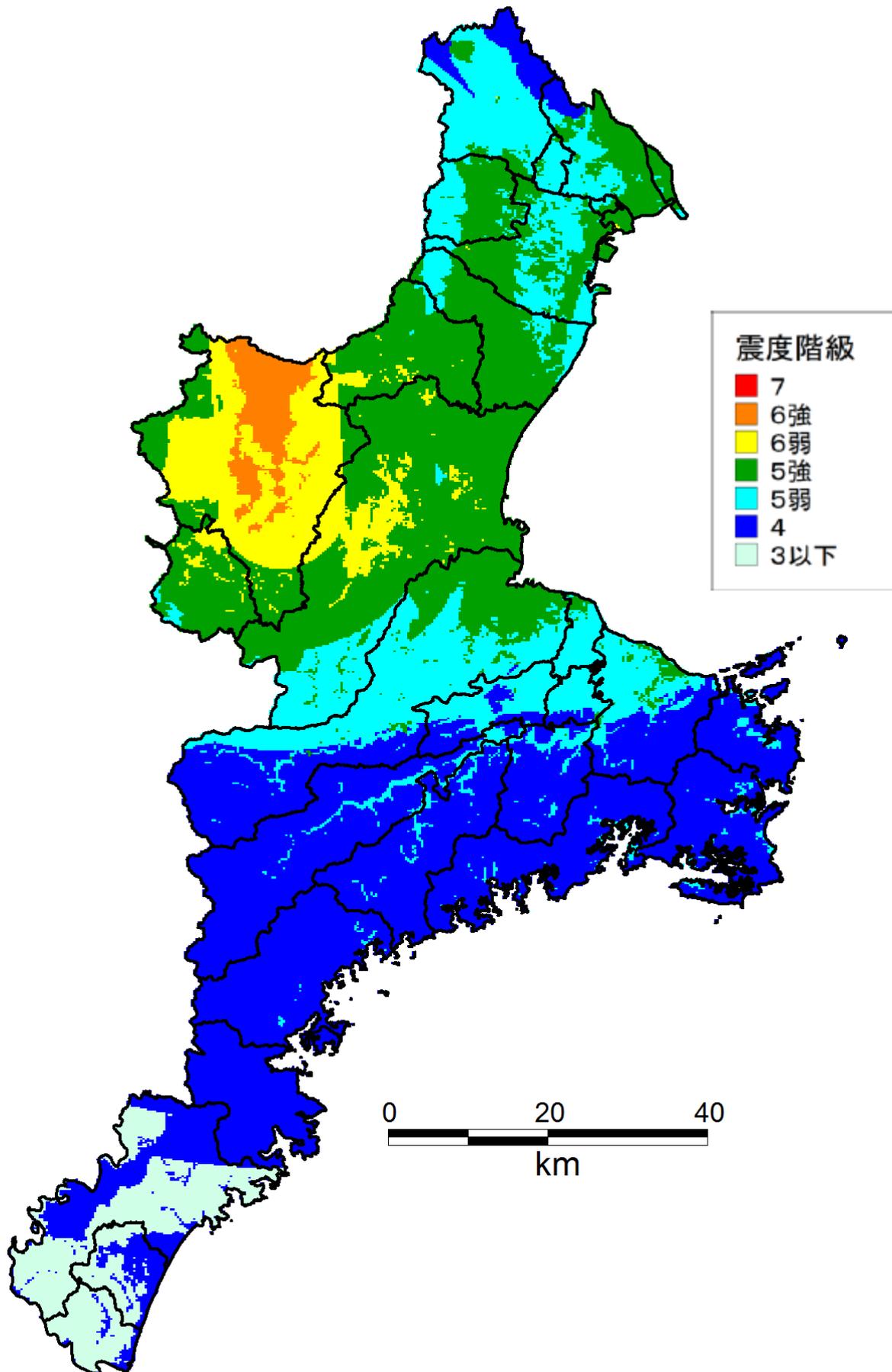
③ 養老—桑名—四日市断層帯を震源とする地震による強震動予測結果（概観）



④ 布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震による強震動予測結果（概観）



⑤ 頓宮断層を震源とする地震による強震動予測結果（概観）



## 過去最大クラスの南海トラフ地震による沿岸評価点における20cm津波到達時間及び最大津波高一覧表

※ 「20cm津波到達時間(分)」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が20cm上昇するまでに要する時間を示しています。T.P.は、全国の標高の基準となる海水面の高さ(東京湾平均海面)です。

地点名	三重県(2014)過去最大クラス計算結果	
	20cm津波到達時間(分)(※)	最大津波高(m)(T.P.上)
紀北町名倉	11	10.1
紀北町長島	11	8.8
紀北町海野	11	9.6
紀北町古里	11	9.9
紀北町道瀬	11	10.4
紀北町三浦	11	10.0
紀北町白浦漁港	10	8.1
紀北町島勝浦	10	7.5
紀北町矢口浦	11	9.9
紀北町引本浦(長浜)	10	6.4
紀北町引本浦(津呂町)	9	7.0
紀北町小山浦	9	7.4

## 被害想定(被害数等)

※数値は、端数処理がしてあり、合計が各数値の和に一致しない場合があります。

※表内の「-」については、被害がない又はわずかであることを示します。

想定地震[ケース] 区分	①南海トラフ地震 [理論上最大クラス]	②南海トラフ地震 [過去最大クラス]	③養老-桑名-四日市 断層帯	④布引山地 東縁断層帯 [東部]	⑤頓宮断層
最大震度	7	6強	5弱	6弱	5弱
最大死者数(人)	約8,100	約7,900	-	-	-
[早期避難率低]	約8,100	約7,900	資料なし		
[早期避難率高+ 呼びかけ]	約4,100	約3,700			
[全員直後避難]	約2,000	約1,300			
重傷者数(人)	約500	約200	-	-	-
軽傷者数(人)	約900	約800	-	約10	-
全壊・焼失棟数の 最大値(棟)	約9,000	約5,700	約10	約200	約10
出火件数(件)	約10	-	-	-	-
建物倒壊等による最大 自力脱出困難者数(人)	約800	約200	-	-	-

区分		想定地震[ケース]		
		①南海トラフ地震 [理論上最大クラス]	②南海トラフ地震 [過去最大クラス]	
最大震度		7	6強	
避難者数(人)	1日後	約17,000	約15,000	
	1週間後	約15,000	約11,000	
	1ヶ月後	約18,000	約16,000	
ライフライン被害 に係る想定結果	上水道	給水人口	約19,000	
		震災直後断水率	100%	100%
		1ヶ月後断水率	99%	85%
	電力	需要家数	約15,000	
		震災直後停電率	95%	93%
		1週間後停電率	57%	38%
	固定電話	回線数	約6,700	
		震災直後不通回線率	98%	95%
		1ヶ月後不通回線率	81%	50%
帰宅困難者数(人)		約740		
孤立集落の発生可能性のある集落数※		38	30	

※このうち孤立可能性のある集落数（三重県内は農業集落 315、漁業集落 85）は、平成 21 年 5 月 14 日～8 月 31 日に実施された「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」（内閣府）によるものであり、さらに地震の震度や津波浸水の状況を加味して孤立する可能性が高い集落数を絞り込んだものです。

#### （参考）孤立の定義

本調査結果での孤立の定義は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行き来可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態としています。

- ・地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- ・地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷
- ・津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- ・地震又は津波による船舶の停泊施設の被災

（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」（内閣府）より抜粋）

## 第5節 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況において受援活動を行うにあたっては、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底する必要があります。

### 1 感染症対策

受援活動を行うにあたっては、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するとともに、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防に努めます。

### 2 対策を講じる場所

感染症対策を講じる必要がある場所は、災害対策本部、避難所、宿营地、救助活動拠点、物資拠点ボランティア支援センター等、人と人が接触する可能性がある全ての場所であることに留意します。

### 3 受入れにあたっての依頼事項

応援職員などの受け入れにあたっては、応援団体に対して、出発前の体調管理やマスク・防護服などの感染防止対策の装備品の持参などを依頼します。

また、応援職員に加え災害ボランティアなどに対しては、活動時に体調がすぐれない場合は、保健所や責任者等に連絡の上、すぐに応援活動から外れるよう依頼します。

### 4 感染症に関する情報共有

適切な感染症対策を講じるため、国、県、市町、関係機関に対して、感染者発生状況等の情報を提供する、応援者が感染した場合に備え連絡体制を構築するなど、感染症に関する迅速な情報共有に努めます。

ただし、感染者、濃厚接触者等に係る個人情報の取り扱いは、不当な差別・偏見が生じないよう十分な配慮を行います。

【第 1 部 総則】